

## 第3章

# 計画の効果的実施



第1節

## 計画の効果的実施

---

- 1 推進体制の整備
- 2 各種計画との整合

# 1 推進体制の整備

## (1) 市における各部署の協力体制

市は、本計画に関係する部署全体の協力を得ながら、各部署で担当している事業や取組に関する進捗状況及び目標の達成状況を把握し、点検、評価、分析を行うとともに、計画の推進に当たっての課題などを共有し、更なる推進につなげていきます。

## (2) 市、事業者、市民の協働による推進

市、事業者、市民の各主体が協力・連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、意見・アイデアの共有、連携した行動・事業の実施などに努めます。

## (3) 環境審議会による進捗状況の点検・評価及び公表

本計画の着実な実行を確保するため、市は、本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、その内容として取りまとめ、環境審議会へ報告するとともに、広く市民等に公表します。

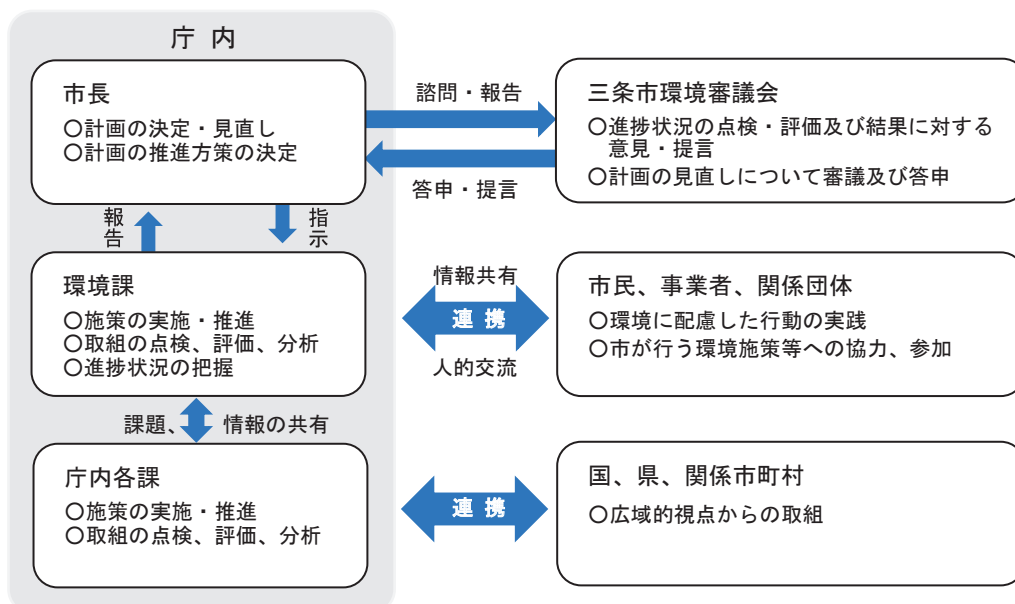
環境審議会は、計画の進捗状況を点検・評価するとともに、意見や提言を行います。また、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

## (4) 広域的な連携・協力の推進

市は、広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、関係市町村との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組を推進します。

## (5) 計画の見直し

市は、各方面からの意見を踏まえ、施策の見直しや新たな取組の検討など、必要に応じて弾力的に対応するとともに、計画の効果的な推進に努めます。



## 2 各種計画との整合

市の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、本計画の基本的な方向に沿って策定し、推進するものとします。

また、市のその他の計画であって、環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては本計画の基本的な方向に沿ったものとします。このため、これらの計画と本計画との相互の整合を図るよう留意します。

